

大井町電気自動車等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電気自動車等の普及を促進し、温室効果ガスの排出量の削減を図り、もって低炭素社会への転換を推進することに寄与するため、電気自動車等を購入する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて大井町補助金等交付規則（平成15年大井町規則第5号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車等 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車のうち四輪のもの並びにミニカー及び電動バイクをいう。
- (2) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ）をいう。
- (3) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。
- (4) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。
- (5) ミニカー 搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とし、形式認定を取得している3輪以上の原動機付自転車（法第2条第3項に規定する原動機付自転車であつて、大井町税条例（昭和50年大井町条例第13号）第35条第1項に規定する標識を取り付けているものをいう。）で、「車室を有する」又は「車輪が50cmを超える」ものをいう。ただし、「側面開放の車室」かつ「車輪が50cm以下」の3輪は除く。

(6) 電動バイク 搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とし、形式認定を取得している原動機付自転車（法第2条第3項に規定する原動機付自転車であって、大井町税条例第35条第1項に規定する標識を取り付けているものをいう。）で、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第1条第2項の第二種原動機付自転車を除いたものをいう。

(7) 新車 初めて新規登録等（法第7条第1項に規定する新規登録又は法第60条第1項の規定による車両番号の指定をいう。）を受ける車両（国外で運行の用に供された自動車で、国内に輸入されたことによって新規登録等を受けるものを除く。）をいう。

（補助対象者）

第3条 この要綱による補助の対象となる者は、電気自動車等を購入する個人又は法人で、次に掲げる条件をいずれも満たすものとする。

(1) 購入する電気自動車等は、新車であること。

(2) 新規登録の日から起算して1年以上前から引き続き町内に住所又は事務所若しくは事業所を有すること。

(3) 町内に電気自動車等の保管場所があること。

(4) 町税等に滞納がないこと。

（補助金額）

第4条 補助金額は、10万円（ミニカー及び電動バイクを購入する場合にあつては、1万円）とする。

（補助の制限）

第5条 補助の対象となる電気自動車等は、同一会計年度内において1導入者につき1台を限度とする。ただし、町長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

（補助金交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電気自動車等を購入する前に、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 対象となる電気自動車等の見積書

(2) 対象となる電気自動車等の仕様書

(3) 申請者が個人の場合は住民票、申請者が法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部又は現在事項全部証明書）

(4) 町税等を完納していることを証する書類又は町税等納付状況確認同意書

(5) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条に定める申請があった場合は、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、補助金の目的を達成するために必要があるときは、申請者に対して条件を付することができる。

（補助事業の着手日及び完了日）

第8条 規則第7条に規定する交付決定通知書を通知された者は、同条に規定する交付決定通知を受けた後に補助事業に着手しなければならない。

2 補助事業の着手日及び補助事業の完了日は、別表1のとおりとする。

（事業の変更等）

第9条 申請内容を変更又は中止するときは、速やかに変更・中止承認申請書（第3号様式）に変更又は中止を証する書類を添付して町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、提出を省略することができる。

2 町長は、前項に定める申請があった場合は、その内容を審査し、変更又は中止を承認するときは、変更・中止承認通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 申請者は、補助事業の完了日から30日以内に、実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 対象となる電気自動車等の自動車検査証の写し（ただし、割賦販売により対象車両を購入した場合は、自動車検査証上の使用者が申請者と同一であること。）又は標識交付証明書の写し（標識交付証明書が発行されない場合は、軽自動車税申告書控の写し又は標識届出証明の写し等）

(2) 対象となる電気自動車等の領収書又は割賦販売契約書の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付の確定)

第11条 町長は、前条に定める実績報告があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を確定したときは、補助金交付確定通知書（第6号様式）により申請者へ通知するものとする。

(補助金の支払い)

第12条 補助金は、前条の規定により補助金の交付を確定した後に支払うものとする。

2 申請者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金交付請求書（第7号様式）を町長に提出しなければならない。

(取得財産の管理及び処分)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、新規登録の日から起算して、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車にあつては5年、ミニカー及び電動バイクにあつては3年を経過するまでは、町長の承認を受けずに取得財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保（以下「処分」という。）にしてはならない。

3 補助金の交付を受けた者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産の処分に関する処分承認申請書（第8号様式）を町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項に定める事項について、必要があると認めるときは、その管理者及び運用の状況を調査することができるものとする。

(決定の取り消し)

第14条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と認められた

とき。

（補助金の返還）

第 1 5 条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（届出事項）

第 1 6 条 補助金の交付を受けた者は、所在地、名称又は氏名を変更したときは、文書をもってその旨を町長に届け出なければならない。

（その他）

第 1 7 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 8 条関係）

対象	要件
補助事業の着手日	次に掲げる日のうち、最も早い日とする。 （１）車両の登録のあった日 （２）車両の引渡のあった日 （３）代金の支払が完了した日
補助事業の完了日	次に掲げる日のうち、最も遅い日とする。 （１）車両の登録のあった日 （２）車両の引渡のあった日 （３）代金の支払が完了した日又は支払った額を除いた残りの全額の支払いが担保された契約手続きが完了した日